

選挙公報 先進自治体の取組

【東京都小金井市の取組】

H21年

議会に対して、市民から、選挙公報を見易く、
分り易くして欲しい旨の陳情。



総務企画委員会で審議し、選挙公報の候補
者一人当たりの掲載面積の拡大決定。



H25年の選挙から、従来1面に6名の掲載
を、1面に4名の掲載に変更することに。

* コストは概算1.5倍に。

選挙公報を選管HP上で公開出来ないか

選挙公報が選管HPで閲覧出来れば

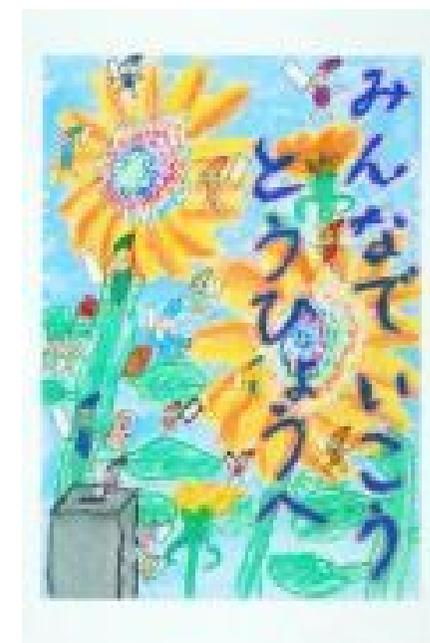
- ◇ 見たい時にいつでも見れる
- ◇ 期日前投票が始まって直ぐに見れる
- ◇ 紙とネット、知る媒体が増える
- ◇ ネット世代の若者に訴求出来る
- ◇ 事後に検証・評価する材料になる

【 総務省の見解 】

選挙公報の選管HPでの公開は不可。

複製、改ざんされて頒布される可能性があり、選挙の公正を害する恐れある。

常時啓発



常時啓発の内容

- ◇ 啓発資料・資材の作成配布
パンフ、啓発ポスターコンクール、標語等
- ◇ イベントの利用
成人式、大学祭等
- ◇ 広報媒体の活用
テレビ、ラジオ、ネット等
- ◇ 話し合い学習、研修会等の開催
出前講座、指導者研修等
- ◇ 若者参加型事業
模擬投票等

《課題》

- 選挙執行・管理に重点が置かれ、後回しに。
- 教育委員会等他の機関との連携が出来ていない。

常時啓発 先進自治体の取り組み

【神奈川県】

松沢知事のマニフェスト

「政治参加に関する意識を高める模擬投票の体験等『良き市民となる為の教育』を充実します。」



教育委員会主導により、県立高校全144校で平成22年度の参議院選挙において、**模擬投票**を実施。選挙管理委員会が支援。

首長のリーダーシップと教委と選管の連携！

「主権者教育」の必要性

- ◆ 『教育基本法』 2条3項（教育の目標）
「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」
- ◆ 『新学習指導要領』 中学社会公民H24年
「民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。」



主権者としての「社会参加力」を教育する。

常時啓発の担い手

選管だけではなく、**様々な担い手とともに**、
選挙の常時啓発、民主主義の創造を行う。

「マニフェスト大賞」市民部門入賞事例

- ◇ 神奈川県立麻生高校 （5回最優秀賞受賞）
政経の授業を活用し模擬投票実施。
- ◇ 埼玉ローカルマニフェスト・シチズンシップ
教育研究会 （4回優秀賞受賞）
民間団体により、中学校の授業枠を活用
マニフェスト作成と政策提言実施。
- ◇ 指宿青年会議所 （5回優秀賞受賞）
JCが中心となり、中学生が主体的に、
地域調査、マニフェスト型提案実施。

選挙時啓発



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

H22参議院選挙啓発推進経費（予算要求）

総額	918百万円
■啓発広報費（総務省執行分）	236百万円
ポスター、新聞広告、交通広告、ネット等	
■啓発推進委託費	682百万円
○地方公共団体	297百万円
懸垂幕、地方のテレビ・ラジオ、広報車、 地方新聞等	
○明推協	21百万円
「私たちの広場」特集号等	
○民間事業者	364百万円
テレビ・ラジオ等	

啓発媒体との接触状況

順位	1位	2位	3位	4位	5位
H21 都議選	新聞広告 34.8%	都の広報紙 23.8%	タレントの テレビCM 22.3%	街頭キャン ペーン 18.5%	区市町村の 広報紙 16.6%
H21 衆議院	テレビの スポット 62.4%	新聞広告 43.0%	区市町村の 広報紙 19.2%	都の広報紙 18.5%	駅貼りポス ター 18.1%

H22年東京都選挙管理委員会 実施
「選挙に関する世論調査」

選挙時啓発の内容

総務省は国政選挙毎に、啓発推進事業要項を作成

【 都道府県及び市町村が行う事業 】

- 1 街頭宣伝活動、パレード等による広報
- 2 チラシ等啓発資材の配布
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広告塔、横断幕等の掲出
- 5 選挙関連情報のHPへの掲載
- 6 バス等の交通機関への広告の掲出
- 7 インターネットを活用した広告
- 8 地域の民間団体等による協力・参加の呼びかけ

《課題》

- 効果が不明、現状にあった啓発媒体なのか。

H22参議院選挙 改善の取り組み例 ①

- ◇ 【岩手県】
テレビCMの廃止。
- ◇ 【金沢市】
業者への広報車運行の委託取り止め、職員が広報車
運転、市の清掃車で広報。（▲100万）
- ◇ 【福島市】
小型飛行機による投票呼びかけ中止。
- ◇ 【大阪市】
市営地下鉄・バスへの啓発用ポスター掲示の中止。
- ◇ 【松江市】
啓発用チラシ中止。
- ◇ 【坂戸市】
ポケットティッシュの配布廃止。

H22参議院選挙 改善の取り組み例 ②

- ◇ 【小松市】
懸垂幕を3ヶ所から1ヶ所に。(▲13万円)
- ◇ 【秋田市】
啓発看板を17ヶ所から7ヶ所に。(▲20万円)
*残した7ヶ所は期日前投票所。
- ◇ 【今治市】
市内27ヶ所の啓発看板を12ヶ所に。
12ヶ所の横断幕を市役所1ヶ所に。(▲45万円)
*12市町村の合併、旧庁舎に一つに。

2011年統一選への挑戦！

**懸垂幕・横断幕
啓発看板の見直し！**

懸垂幕・横断幕・啓発看板の見直し

懸垂幕・横断幕・啓発看板は、
広報媒体として時代に合ったものなのか？
管理型の選管、選挙の“周知”の典型では？

懸垂幕・横断幕・啓発看板の見直しを行い
より効果的な広報・啓発活動を考える
きっかけにしよう！！

全国1800の自治体が懸垂幕1本廃止すると
 $1800 \times 3万 = 5400万円$

投票事務 改革のポイント

投票所改革

```
graph LR; A([投票所改革]) --- B[投票区の数]; A --- C[投票所の場所]; A --- D[従事者数]; A --- E[投票時間];
```

投票区の数

投票所の場所

従事者数

投票時間

事例：数・場所の見直し(小諸市)

【再編成の基本的な考え方】

- ・投票区は、市制施行以後56年間、大きな変更もなく現状の43区。
- ・この間、市民の生活環境が変化し、選挙制度も改められていることから、投票区域の再編成が必要。

【投票区・投票所の現況】

- (1) 長野県下19市平均の1投票区当り人数は1,457人。小諸市の区当り人数827人は、その6割弱。現43投票区数は、他市の約1.8倍多い。
- (2) 市内最大投票区(選挙人2,430人)と最小投票区(選挙人83人)の差が拡大。効率化並びに1投票区当り人数のバランスの検討が必要。
- (3) 平成21年の衆院選挙における、選挙人当たり投票所経費も、市内最大投票区102円、最小投票区1,766円(全区平均229円)と格差が生じている。
- (4) 投票所は、既存の区公民館、集会施設を使用。手狭であったり、入口に大きな段差があったり、歩行困難者の利便性、また、駐車スペースの確保に苦慮する等の課題を抱えている投票所がある。

事例：数・場所の見直し(小諸市)

【投票区編成の考え方】

- ・投票所の規模は、選挙人数を概ね1,500人程度を目途とし、最小規模は800人を目途。
- ・投票所は、公共的な施設とし、その周辺の行政区を投票区域とする。
- ・従来行政区は、分割しない。
- ・想定する投票施設の設備からみて、適切な選挙人数規模になるようにする。
- ・投票所は入口の段差や階段を解消し、選挙人にやさしく、投票しやすい環境へ。
- ・可能な限り、靴のまま、入場できる投票施設にする。
- ・駐車場設備があることが必要。
- ・期日前投票者数の増加により、当日の投票者数は減少傾向だが、大規模な投票施設では「受付」を機械化する等、事務の効率化を図る。
- ・設備等、適当な投票設備が見当たらない地域にあっては、従来投票区とする。

事例：数・場所の見直し(小諸市)

【投票事務の改善による効果】

- ・43ヶ所 → 21ヶ所
- ・投票所経費は、1回の選挙で約320万円削減

【その他】

- ・公営ポスター掲示場の見直し
253か所 → 151か所 約310万円の削減

※ポスターや宣伝カーの連呼でなく政策で訴える選挙の実現のため、首長選挙ではマニフェスト配布条例と、新人への情報提供の整備に充当していく。

※削減された費用を、高齢化に伴う投票環境の整備に充当する。
(10年後には有権者に占める65歳以上の割合が40%に達する為)

※投票所が廃止された地区には「小諸すみれ号」による無料巡回バスなど、交通手段に配慮。

事例：投票所事務へ高校生を臨時雇用（埼玉県）

【企画財政部地域政策課、選挙管理委員会、教育委員会の共同事業】

第22回参議院議員通常選挙（2010年7月11日）で、県内3市（草加市・三郷市・吉川市）の地元高校生が選挙管理委員会の臨時職員として投票所の事務にあたる。

《概要》

- ・従事内容 期日前及び投票日当日、受付案内や投票用紙の交付補助など
 - ・従事時間 1人1回4時間～7時間程度
- ※ なお、それぞれ従事前に、市選管職員が参加高校生に対して事務内容や守秘義務などについてレクチャーを行う予定です。（各地で1回 1時間程度）

《きっかけ》

2009年8月の衆議院議員総選挙において、旧北川辺町（現加須市）選挙管理委員会が県立北川辺高等学校（2010年3月31日廃校）の生徒を臨時職員として雇用し、投票所の事務に従事させた。

今回は、東部地域振興センター管内の市町に対し、同様に高校生の雇用を呼び掛けたところ、上記の3市において実施することとなった。

事例：投票所事務へ高校生を臨時雇用（埼玉県）

《事業のねらい》

①若者が地域に目を向けるきっかけとしたい！

若年層の地域活動への参加率が低く、活動が盛り上がらない、活気がない、との声がある。若年層の地域離れに歯止めをかけたい。

②高校生に職業体験を！

限られた時間、限られた業務ではあるが、高校生にとって貴重な職業体験となり、将来的な雇用対策ともなり得る。

③将来的な投票率アップを目指す！

若年層の投票率が低い。将来有権者となる高校生に選挙の大切さや、事務を実感してもらい、将来的な投票率アップを目指す。

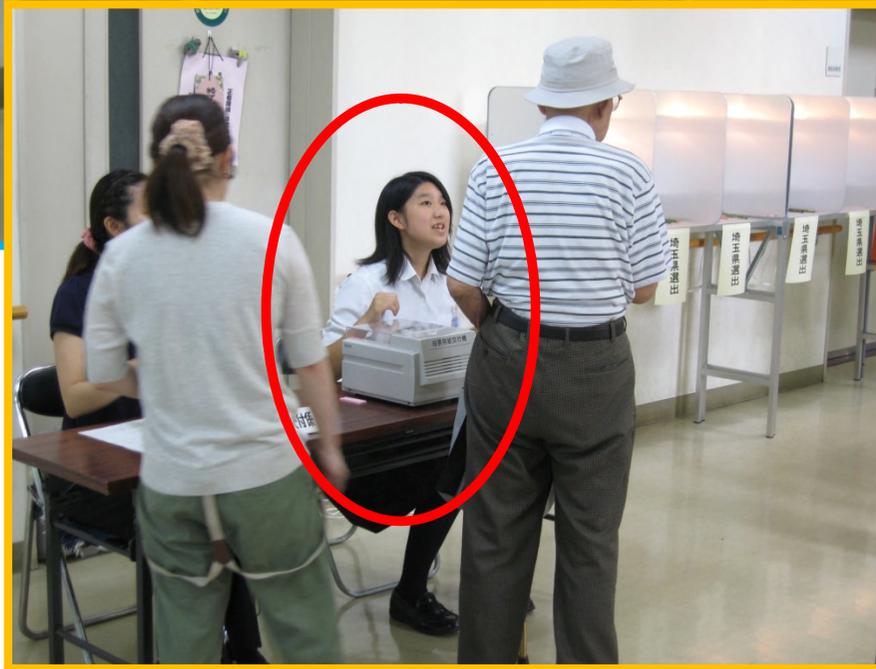
④今回の投票率のアップも目指す！

「高校生も投票所で見守っています。是非棄権せずに投票所へ行きましょう。」という有権者へのメッセージとなることも狙いの一つ。

※本事業の実施にあたって、県では特別な予算措置を行っていない。

第2投票所にて

笑顔で、丁寧に投票用紙を交付している。投票者から多数の好評を頂いた。



投票機会の拡大

期日前投票の課題

公職選挙法施行令

(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第49条の8 選挙人は、法第48条の2第1項の規定による投票をしようとする場合においては、同項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

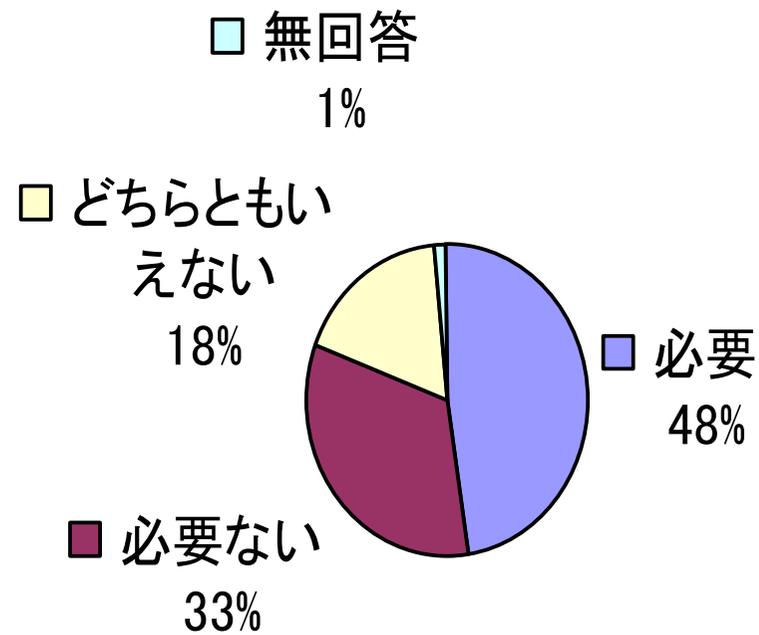
宣誓書は不要 : 事前アンケートより

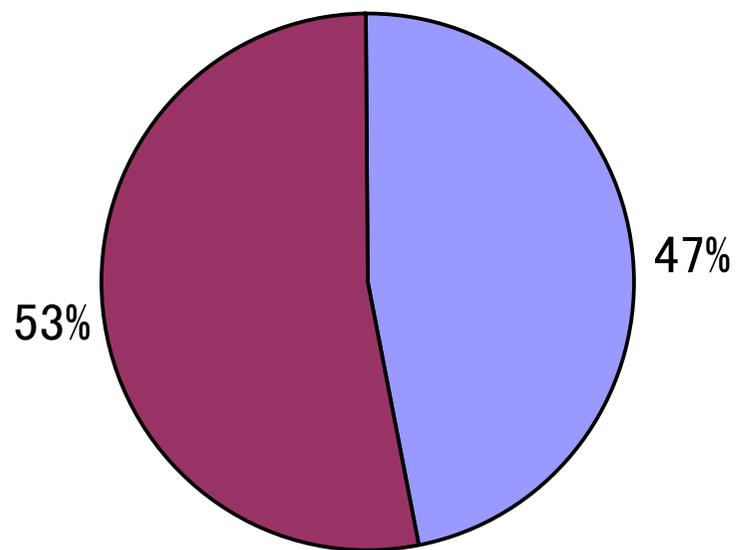
- ・期日前投票は投票をした時点で確定となるため。
- ・実際は、「投票日に特に予定はないが、念のため期日前投票を済ませます」という選挙人も多い。また、署名(宣誓書記入)を拒む選挙人とトラブルになることがある。
- ・宣誓兼請求のための期日前の署名は必要なのに、当日は、請求行為はあるのに署名は不必要なので合理的な理由が見当たらない。投票事由は集計するものの、そもそも選挙人が正しく記入しているとは思えない(当日投票できないからというより、多くが投票できる期間に来たという感じに見受けられる)ため、統計をとる意義もほとんどないと考える。
- ・期日前投票でも不在者投票同様に5つの事由が必要とされているが、期日前投票所に本人が来られれば投票可能なのが実体であり、5事由の規定廃止と伴に署名を必要とする宣誓書要件も廃止して問題ないものと思われる。

宣誓書は必要：事前アンケートより

- ・その地区の住民である立会人がおり、その地区の投票人が投票している中で行う本人確認と、期日前投票所での本人確認には、おのずと違いがあり、期日前投票所では特に慎重に行う必要がある。
- ・「なりすまし」や「2重投票防止」のため必要。
- ・公職選挙法上に宣誓書の提出が義務付けられている以上、署名がなければ宣誓書といえない。
- ・公選法第44条第1項「選挙人は選挙の当日、自ら投票所に行き投票をしなければならない。」の原則があり、その例外である期日前投票において、選挙の当日投票所に行くことができない事由を申し立てる宣誓書の提出がなければ、「選挙の当日」の概念が曖昧になる。
- ・期日前投票は、選挙運動未了のうちに投票を行うことになる。期日前投票人は、その自覚を持つことが必要で、その責任は自分(期日前投票人)にあることを認識させるべき。そのため、選挙期日当日には投票できない旨の宣誓をすることで、投票に対する候補者情報入手の欠落を受け入れてもらわなければならない。

事前アンケートより Q: 宣誓書は必要かどうか？





公職選挙法施行令がネック！！

政策提案: 1

投票所入場券を告示(公示)日に有権者の手元に届くよう交付する

※公職選挙法施行令

(投票所入場券及び到着番号札の交付)

第31条 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

※総務省の見解

「入場券の交付時期は、期日前投票が公示日(告示日)の翌日からなので、それに併せている。

通例として、選挙時登録(選挙人名簿の確定)は、公示日(告示日)の前日に選挙会が開催され確定する。確定後、選挙人へ入場券を送致するため、公示日(告示日)の翌日に届く。

第31条の『以後』というのは公示日の当日又は翌日以降のことを指すと解釈している。

選挙会の開催時期は、各市町村選管の判断。

選挙会開催日を早めることは違法ではないが、選挙人の確定等に支障が出るのではないか」

政策提案: 2

公職選挙法改正

「宣誓書の廃止を求める声」

「投票しやすい環境整備」

を現場から発信していく！